

訪問看護料金表（介護保険）

1単位：11.12円（川崎市 2級地）

介護保険（介護予防も同様）		サービス内容略称	単位数	ご利用者様負担額 （1割負担の場合）	
訪 問 看 護 費	20分未満	訪問看護Ⅰ 1	310	352 円	
	30分未満	訪問看護Ⅰ 2	463	522 円	
	30分以上60分未満	訪問看護Ⅰ 3	814	912 円	
	60分以上1時間30分未満	訪問看護Ⅰ 4	1,117	1,249 円	
	理学療法士 作業療法士	(A) 1回あたり20分	訪問看護Ⅰ 5	302	343 円
		(B) 1回あたり40分(A×2回)	訪問看護Ⅰ 5 × 2	604	685 円
		(C) 1回あたり60分(A×3回)	訪問看護Ⅰ 5・2超×3	816	928 円
※ ご利用者様負担額にはサービス提供体制加算6単位/回が含まれています。 ※ 1日に3回以上訪問看護Ⅰ5を行う場合(C)、1回につき所定単位数に90/100を乗じた単位数で算定する。 ※ 早朝（6時～8時）・夜間（18時～22時）は25%増。深夜（22時～翌6時）は50%増。但し、 緊急訪問の場合は特別管理加算対象者にのみ2回目以降加算される。					
加 算	サービス提供体制強化加算（1回につき）		サービス提供体制強化加算 1	6	7 円
	緊急時訪問看護加算（月1回）		緊急時訪問看護加算 1	540	601 円
	特別管理加算（月1回）		特別管理加算(Ⅰ)	500	556 円
			特別管理加算(Ⅱ)	250	278 円
	ターミナルケア加算（適応時）		ターミナルケア加算	2,000	2,224 円
	長時間訪問看護加算（1回につき）		長時間訪問看護加算	300	334 円
	複数名訪問加算 （1回につき）	30分未満	複数名訪問加算	254	283 円
		30分以上		402	447 円
	退院時共同指導加算		退院時共同指導加算	600	668 円
初回加算		初回加算	300	334 円	

◇ 訪問看護は主治医の指示のもと行っているため、主治医が交付した訪問看護指示書が必要となり、状態によって1～6ヶ月に1回発行されます。医療機関より訪問看護指示書料を請求されますのでご了承ください。

◇ 受給者証の種類によって公費負担が適用となり自己負担額が軽減される場合があります。

その他の費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 永眠時の処置代 12,000円 ・ 自費の訪問看護 5,000円/30分 ・ 日常生活用具、物品、材料費等は実費とさせていただきます
--------	--

通常のサービス提供を超える費用	区分支給限度額を超えてサービスを利用したい場合などは介護保険枠外のサービスとなり全額自己負担となります
-----------------	---

介護保険の利用者負担額

総単位数に地域単価（川崎：11.12円）を掛けた額が費用総額となります。

費用総額の1割または2割が利用者負担額となります。